

(第6号別紙)

令和7年度 第1回 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会 会議録

1 日 時 令和7年7月16日(水) 午前10時から午前11時

2 会 場 市川市教育委員会 会議室

3 委員の出欠

出席者	石原 たかゆき	市川市議会議員
(11名)	小山田 なおと	市川市議会議員
	増田 貞幸	市川市子ども会育成会連絡協議会 副会長
	石井 智子	市川市PTA連絡協議会 理事
	小林 俊之	市川市自治会連合協議会 会長
	高橋 大策	市川市青少年相談員連絡協議会 副会長
	河部 純	社会福祉法人 市川市社会福祉協議会 保育クラブ担当室 室長
	金田 剛	市川市立下貝塚中学校 校長
	松本 啓祐	市川市立若宮小学校 校長
	戸枝 秀行	道路交通部 次長
	草野 薫	街づくり部 街づくり計画課 主幹

4 事務局	池田 淳一	学校教育部 部長
	小島 信也	学校教育部 次長
	小林 義行	学校教育部 次長
	森角 有和	学校教育部 義務教育課 課長
	磯野 純一	学校教育部 義務教育課 主幹
	菊地 沙織	学校教育部 義務教育課 副主幹
	大野 友絵	学校教育部 義務教育課 副主幹
	小宮 孝幸	学校教育部 義務教育課 副主幹

5 辞令交付(11名)

6 教育委員会挨拶

7 各委員自己紹介

8 事務局紹介

9 会長・副会長選出

10 会長・副会長挨拶

1 1 議題

- (1) 令和7年度 新入学 児童生徒の指定学校変更等の状況について（報告）
- (2) 令和6年度 在学年 児童生徒の指定学校変更等の状況について（報告）

1 2 その他

辞令交付式：開会前に、池田 淳一 学校教育部長が辞令交付を行った。

【増田会長】

只今から、令和7年度 第1回 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会を開会いたします。それでは、議題にそって進めます。

はじめに議題（1）「令和7年度新入学児童生徒の指定学校変更等の状況について」事務局から報告してください。

【事務局】

令和7年度新入学児童生徒の指定学校変更等の状況をご報告いたします。

まず初めに、資料の差替えについてご説明させていただきます。本日配付させていただきました差替え資料は、事前に送付した資料の2ページ、5ページ、6ページ、7ページの部分になります。

修正内容としては、全ページ共通事項として、新入学者数に誤りが見つかったことによるもの、及び5ページ、6ページに関しては表の上部に入学予定者数を、表の一番下に指定校変更率を追加で掲載したことによるものです。

それでは、令和7年度新入学児童生徒の指定学校変更等の状況をご報告いたします。市川市の小学校、中学校及び義務教育学校では、居住する住所によって通学区域が定められております。通常、居住する通学区域の学校に通学することが原則ですが、やむを得ない理由がある場合は、許可基準に基づき指定学校変更の対応をしております。

ホームページ等でもお知らせしておりますが、指定学校の変更制度は、学区の自由化である学校選択制とは異なり、どこの学校でも自由に選べるというわけではございません。許可基準に適合していること、受け入れる学校の施設に余裕があること、通学距離があまりにも遠くならず、安全性が確保されること等の条件にあてはまる場合にのみ申請可能となり、条件に適合しない場合は、指定学校変更の申請は認められません。

具体的な指定学校変更の許可基準につきましては、資料12ページから14ページをご覧ください。許可基準は、通学区域審議会の審議を得て、令和5年度より小学校版と、中学校版に分けた形で改定しております。

資料2ページにお戻り下さい。こちらは、指定学校変更の状況について、要点を整理したものになります。まず、（1）をお願いいたします。令和7度に教室不足等の理由により、受け入れ人数の上限を設定した学校は、小学校が4校、中学校が6校、義務教育学校の塩浜学園1校となりました。また、余裕教室が全くないため、さらに制限を強め、兄弟が既に在籍している場合のみ申請可能とする、兄弟制限校とした学校が4校ございまして、市川小学校、鬼高小学校、信篤小学校、新浜小学校でした。鬼高小学校は、学区内の児童数増加と教室不足により、令和4年度の入学生から兄弟制限校となっております。

信篤小学校においては、令和7年度の入学生から、兄弟制限校となりました。また、大和田小学校は、平成31年度より、兄・姉が在学している場合と、指定学校より近い場合のみの受け入れとしています。

次に、（1）の2つ目の丸印をご覧ください。こちらは、指定学校変更の許可件数でございます。令和7年度においては、小学生は3,574名の入学予定者数に対し、382名の指定学校変更がございました。その主な理由として一番多かった項目は、兄弟一緒の学校に就学させたいため、2番目は希望する学校が指定された学校よりも近いため、3番目は幼稚園・保育園等の友人関係の理由によるためとなっております。

ります。

次に、中学生は3,133名の入学予定者数に対し、指定学校の変更を行った人数は、493名となっております。その主な理由として一番多かった項目は、希望する学校が指定された学校よりも近いため、2番目は、小学校の友人関係等を理由とするため、3番目は義務教育学校等への就学を希望するため、となっております。

なお、中学校の指定学校変更理由の3番目について、令和5年度、令和6年度は、「兄弟一緒の学校に就学させたい」という項目でしたが、令和7年度は「義務教育学校への就学を希望するため」との項目に入れ替わっております。

資料4ページをお願いいたします。「1. 指定学校変更許可件数」の表の中に、小学校、中学校のそれぞれ一番上の段にあります「新入学1年生」の項目が、新入生の指定学校変更の申請数となります。令和5年度より、指定学校変更の許可基準を小学校と中学校用に分けた形の基準で、申請を受け付けております。基準改定前の平成27年頃は、新入生の申請者が小学生と中学生を合わせて1,000人を超えておりましたが、基準改定後の令和5年度の新入学の申請者は、小学生と中学生を合わせて890人、令和6年度新入学の申請者は856人、令和7年度の新入学の申請者は875人でした。年度によって多少の増減はあるものの、許可基準改定前の申請数からは、緩やかにではございますが、減少しつつあります。

資料5ページと6ページをお願いいたします。こちらのページには、新入学児童生徒の学校別指定学校変更件数の実績を掲載しております。表の見方について、簡単にですがご説明いたします。例として、中学校で説明させていただきます。資料6ページをお願いいたします。

表の縦書きになっている学校（例えば1 第一中）が指定校で、横書きになっている学校（例えば51 第一中）が指定学校の変更を希望する学校を示しています。

6ページの表は中学校ですが、例えば1番の縦書きに書かれている指定校の第一中学校を下に見ていくと、52番の横書きの第二中学校の部分に「39」とありますが、これは「第一中学校の学区から第二中学校に39名変更を行った」ということを示しております。

次に、横に書かれている51番の第一中学校を右に進むと、「12 東国分中学校」の欄に「6」とあります。これは、「第一中学校に東国分中学校の学区から6名入ってきた」ということを示しております。横に書かれている51番の第一中学校の列をさらに右に見ていきますと、合計の欄に「14」という数字が出ております。これは第一中学校に他の学校の学区から14名入ってきたことを示しております。

指定学校変更に関する報告は、以上となります。

資料4ページにお戻りください。「2. 区域外就学許可件数」について、ご説明いたします。

まず、「区域外就学」とは、市川市在住以外の方が特別な事情により、市川市内の小中学校を希望し、申請するものです。ここ数年では、新入学生の「区域外就学」の申し込みは小学校・中学校ともに0件である年が続いておりましたが、令和7年度につきましては、小学校で1件、中学校で2件の申請がありました。

申請の理由としては、4月以降に市川市へ転居の予定だが、新居への入居が先になるため、事前に市川市の学校を希望するものが2件でした。

また、市川市には、国立国際医療研究センター国府台病院に入院し、そこに入院している児童生徒の通う院内学級が、国府台小学校と第一中学校にあります。院内学級に通うためには、市川市外にお住まいの方は、区域外就学の申請をしております。令和7年度入学生の1名については、当該院内学級への入級を理由とするものでした。

以上、令和7年度新入学児童生徒の指定学校変更等の状況について、ご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

【増田会長】

説明ありがとうございました。議題（１）の報告でした。ご質問やご意見等はございますか。

【小山田委員】

区域外就学許可件数の件でご報告顶きましたが、申請時に市川市外に住民票があった場合、申請が必要だったかと思います。資料４ページの表をご覧くださいますと、小学校在学年１年生から６年生の区域外就学の人数が増えていますが、申請時は市外在住だったものの、その後市内に在住されているのかどうかを伺いたいのが１点目です。

２点目に、松戸市から来ている方が何名いるのか教えて頂きたいです。

３点目に、実際に市川市外から通われている子どもたちはどのくらいいるのか教えてください。

【事務局】

１点目の市外に住民票のある方が区域外申請を行い、その後市川市に在住されているのかというご質問についてです。まず「区域外就学」とは、後ほど詳しくご説明いたしますが、市川市在住以外の方が特別な事情により、市川市内の小中学校への通学を希望し申請するものです。資料４ページの小学校在学年１～６年生の区域が就学許可件数を見ますと、令和６年度は６７件とありますが、６７件の中で申請時に市外在住で、その後市川市内に在住となった方は１名でした。ここからわかる通り、もともとは市川市にお住まいの方が、他市への転出になったが、従前通っていた市川市の学校に卒業または学年度末まで通いたいというものでした。

２点目に、松戸市から市川市への区域外就学につきましては、令和６年度の小学校で１１件、中学校で８件の申請がありました。合計１９件のうち、１７件が先ほどご説明させていただきました、「転居に伴い従前の通学校を希望するため」という申請であり、６年生の卒業まで、または、在学している学年の年度修了までは市川市の学校に通学したいという申請内容でした。

３点目の市川市外から通学していた児童生徒数につきましては、令和６年度の小学校が６７名、中学校が５０名でした。

【石原委員】

まず５ページ、６ページの差し替えについてありがとうございました。大変見やすく訂正され、もっと早くお伝えすればよかったと思っていますところ。指定学校変更の件数については、これまでの資料でも読み取ることはできましたが、学校ごとにどのくらいの割合がという部分では分かりにくいところがありました。今回のように入学予定者数と指定校変更率を追加することで、学校ごとにどのくらいの割合の方が指定学校変更を行っていたかが本当によく分かります。一番下の指定校変更率を見ますと、この割合が多ければ多いほどその学校に来るべき子どもたちの中で、他の学校を希望した方が多いということになります。指定校変更率が一番高い学校を確認しますと、指定校２４番の北方小学校であり、指定校変更率は４５％となっています。４５％というと入学予定者数の半分ぐらいの子どもたちが、指定校ではないそれぞれの希望に沿ったかたちで就学しているということになります。これは学校サイドから見ると非常に困ったことです。２８人ということは、１クラス消滅してしまいます。北方小学校の次に指定校変更率が高い学校を見ると、５番の国分小です。国分小の入学予定者からの指定校変更人数は２４人となり入学予定者の３４％です。３０％を超えるとかなり多いと感じます。

まず、お伺いしたいのが、指定校として定められている学校があるけれども、これだけの割合の子どもたちが指定校変更を希望され、それを許可しているということの受け止めについてです。これをどう受け止められているのかということと、これをずっと可とするのか、それとも、そうではないのかという受け止めについてお伺いしたいのが１点目です。

２点目が、国分小は真間小に１１人、菅野小に１１人が指定校変更を希望されています。北方小は富

貴島小に16人と宮久保小に10人指定校変更を希望されています。この原因・要因をどのように分析されているかを伺いたいです。

3点目が、今ご説明があったように指定学校変更許可基準が小学校の場合は令和7年度までが左側12ページ、令和8年度より右側13ページが適用となっています。来年は13ページの指定学校変更許可基準に従って手続きすることとなりますが、今回示して頂いた指定校変更率は変わってくるとお考えなのかを3点目としてお聞かせください。

【事務局】

まず1点目について、指定学校の変更は学校教育法施行令で認められている所であり、また、指定学校変更の希望を可とするかという点に関しては、判断が難しいところではありますが、指定学校変更許可基準に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

2点目について、国分小学校からの指定学校変更で多く希望されていた学校につきましては、真間小学校と菅野小学校であり、それぞれ11名ずつでした。真間小学校への主な申請理由としましては、「兄弟で同じ学校に通わせたい」という理由が7件、「希望している学校が指定校より近い」というのが6件、「友人関係の特別な理由のため」が2件です。菅野小学校への主な申請理由は、「兄弟で同じ学校に通わせたい」という理由が14件、「希望している学校が指定校より近い」というのが12件、「友人関係の特別な理由のため」が2件でした。指定学校変更の申請理由としましては3校とも「希望している学校が指定校より近い」と「兄弟で同じ学校に通わせたい」ということが共通して多い理由でございます。

3点目について、令和8年度から「友人関係の特別な理由のため」という項目がなくなるということで、令和7年度まで受け付けていた申請を受け付けることができなくなるということになります。「友人関係の特別な理由のため」が無くなることで、指定校変更率の割合は低くなるのではと考えております。

【石原委員】

ありがとうございました。受け止めについてはもう少し詳しく伺いたいところなのですが、「友人関係の特別な理由によるため」が次年度以降、指定学校変更許可基準としてなくなるということで、12ページと13ページの許可基準を比較してみますと、12ページ（7）にある「友人関係の特別な理由によるため」が令和8年度にはないわけですね。こちらについての周知はどういう形で実施する方向なのかお伺いしたいです。

【事務局】

指定学校変更の許可基準の変更についてですが、令和8年度から「友人関係の特別な理由によるため」という要件を小学校のみ無くしていく方向になっております。こちらにつきましては、令和5年度からホームページに掲載する形で既に周知を行っております。また、令和6年度には市内の就学前の施設を対象に文書を配付させていただきまして、各幼稚園、保育園の方で周知して頂けるように依頼をさせていただいた所です。

【石原委員】

ありがとうございました。よく分かりました。入学の通知とあわせて指定学校校変更手続きについてのハガキが各家庭に届き、指定学校へ就学時健診に行った後、そのまま指定学校に入らず、別の学校を希望する方も出てくるかと思いますが、そこで混乱が起きないようにさらに細かく許可基準の変更となぜそうするかということも含めてぜひ周知して頂きたいと思います。

令和8年度からの指定学校変更許可基準にも「希望する学校が指定された学校より近い」という許可

基準が引き続き理由としてありまして、卒業まで認められると記載されています。ここは、私の分析となりますが、自治会とのつながりを危惧するところで、現在災害が起こった際、小学校が避難する時の拠点校となります。例えば北方小の場合でお話ししますと、北方小学区にある各自治会の子どもたちが、指定学校である小学校に来るということが当たり前となっています。

ところが、今年度の入学生のように、富貴島小学校の方が自宅から近いという理由で、16名が富貴島小学校に行きました。こういう風に、毎年10名ずつ指定学校変更をしたとします。そうすると、富貴島小に一番近い自治会は、市川学園の幼稚園がある東菅野4丁目です。その辺りは確かに富貴島小の方が近いところもあります。しかし、実際に災害が起き、避難するとなるとなった時、自治会は北方小です。毎年指定学校変更で富貴島小に行っている子どもたちもいます。そういう子どもたちが東菅野4丁目には沢山いるということになってしまいます。

同じように北方小と宮久保小の近くにスーパーのマルエツがあります。北方小近くの農協から浜通りを渡った宮久保小との間の地域が東菅野5丁目です。避難する小学校と自分が通っている小学校が違うという状況が生まれてしまいます。

同じように国分小の真間、菅野小の国分1～3丁目が隣接しています。自治会と避難するところが違うという状況がこういうところでは生まれやすくなってしまっています。ですから、今後このことについても加味していけないと、いざという時に非常に困ることが出てくるのではないかと思います。

最後に、お願いになるのかもしれませんが、ぜひ自治会との関係を説明して頂いて、近いという理由で指定学校変更を行なった際に、将来的にはこういうリスクも考えられるという説明もしていくことが大事なかなと思います。ぜひご検討いただきたいと思います。私からは以上です。

【増田会長】

石原委員、貴重なご意見ありがとうございます。確かに災害が増えていますので、そういったことも影響して混乱を起こしてしまう可能性も出てきます。今後事務局の方でもそういったところにも便宜を図るのか検討して頂いて良い回答を頂ければと思います。他にございますでしょうか。

【石井委員】

P T A連絡協議会の石井です。私も石原先生と同じように考えておりまして、確かに私も自治会の役員をやっていると困ることがあります。規模の小さい学校からも指定学校変更で、違う学校に移動している現状があります。

幸小が各学年、1クラスや2クラスだった頃、塩焼小を希望して行く人が多くいました。大規模学校の方が安心というイメージからです。それがずっと続くと、小規模学校は小規模学校のままになります。

大規模学校がなぜいいかという理由の一つに、P T A役員が回ってこなくて済むからというものがありました。私は柏市で育っており母校は大規模校でしたが、今や小さくなっていてみんな越境してきます。なぜ他の学校に変更するのか尋ねると、小規模校であるとP T A役員が回ってくるから嫌である、人数の多い学校の方が手厚いからだと言っていました。

幸小学区から塩浜学園に通っている子どもたちは、手厚く見てほしいから人数の少ない学校を選択するという人もいますが、P T A役員に関しては、役員が回ってくるのが嫌だという理由も多くあるようです。市川市のP T A活動についてはとても進んでいて、活動についても負担のないようにしています。P T A活動が大変であるというイメージがあるようですが、大変な学校は今はないはずです。そういったことも、今のうちに食い止めて頂かないと、さらにP T A役員の成り手もなくなり、学校自体も小さくなっていくということになりますので、ぜひ今のうちに越境しない方法をとっております。

【増田会長】

石井委員ありがとうございます。他、何かありますでしょうか。

【小林委員】

先程の石原先生や石井委員のおっしゃることと同じですけれども、私の住まいは真間になります。真間川沿いの道は非常に狭く、わずか2メートルの道路で隔てられていて、かたやうちの方は菅野小、向かいが真間小というかたちで学区が分かれています。日頃仲良く地域で遊んでいても、学校が違ってしまうと少し疎遠になっていってしまいます。

それと合わせて防災の関係です。避難拠点は真間小だが、子どもたちが通学するのは菅野小というように、親と子とが分かれてしまうという懸念点があります。そういったことを踏まえ、通学区域の見直しは考えておられるのでしょうか。それとも何か検討されていることがあるのでしょうか。

【事務局】

通学区域の見直しに関しましては、令和4年の8月に本審議会にて、「通学区域の見直しに関する方針」を答申頂きました。その方針に基づくと、通学区域の見直しに関しては、可能な限り自治会単位で通学区域を編成することが望ましいという記載があります。

この方針に基づき、通学区域の見直しにつきましては、原則は学校の建て替えの時期に合わせて行うということになっておりますので、建て替えが決定した学校があった際に、通学区域を検討していくという方針を現状は取らせて頂いております。

【増田会長】

小林委員よろしいでしょうか。

【小林委員】

令和4年の時の「通学区域の見直しに関する方針」は、全体的な見直しだったかと思うのですがいかがでしょうか。その頃第二中学校のPTA会長を務めておりまして、確か第一中学校の校舎の建て替えを検討されており、一中に通っていた子どもたちが学校に通えなくなるため、そのための見直しと解釈していたのですが、「通学区域の見直しに関する方針」は市全体の通学地域の見直しの検討ということと理解してよろしいですか。

【事務局】

小林委員のおっしゃるとおり、こちらの「通学区域の見直しに関する方針」には、各中学校のブロックごとに、当時の本審議会の委員の皆様でご審議して頂き、各中学校ブロックの現状と再編案ということでホームページにも掲載しております。

【小林委員】

分かりました。

【増田会長】

ありがとうございました。

【高橋大策委員】

青少年相談員の高橋です。私も数年前まで若宮小のPTA会長を務めておりまして、その時から学校地域防災担当ということで若宮小学校の防災担当として防災に携わってまいりました。市川市のすべての小学校でやっているかは分かりませんが、私がPTA会長を務めていた時は、小学校入学と同時に、6年間保管できる水を学校で蓄えていました。

指定学校よりも近いからという理由で指定学校変更を行なう気持ちもよく分かります。子どもの足なので通うことが大変というのも分かりますが、石原先生が先程おっしゃっていたように、学区がバラバラになってしまいます。

学校地域防災担当を務めていた時に他の担当者から質問がありました。若宮小で水を買っている子どもには、災害時に避難してきたときに水を渡すことができるけれども、例えば、北方小に通っていて、避難の際は若宮小が近いから若宮小に来たという子どもたちには、水を渡すことができないという問題が出るのではないかと懸念されることがありました。

そういうことも踏まえながら、通学する学校を考えていくことができれば、「指定学校よりも近いから指定学校と違う学校に行きます」という申請があった時に、防災の観点も含めて考えてほしいということをお伝えいただくと気持ちが変わって、少し遠いけれど指定学校に行った方が良いのかなとか考え直して頂けるのかなと思いました。

【増田会長】

ありがとうございます。他にないようであれば、続いて、議題（２）令和６年度在学年児童生徒の指定学校変更等の状況について、事務局から報告してください。

【事務局】

「令和６年度 在学年児童生徒の指定学校変更の状況について、ご報告いたします。

資料２ページをご覧ください。資料中段よりやや下の（２）になりますが、こちらは小学校１年生から６年生、中学校１年生から３年生までの在学年児童生徒の令和６年度の指定学校変更の状況になります。割合といたしましては、小学生が21,808名中、変更した件数は243件で、中学生は9,316名中、変更した件数は72件となりました。

小学校１年生から６年生までの在学年児童の指定学校変更の主な理由としましては、その大半が、年度途中に隣接している学区等に転居した場合で、保護者や児童生徒は、そのまま継続して「今までの学校に通いたい」という希望が多く、指定学校変更を行ないました。

最後に、資料２ページの一番下の（３）をお願いいたします。令和６年度１年間の小学校と中学校の「区域外就学」についてです。

先ほどご説明しました通り、「区域外就学」とは、市川市在住以外の方が特別な事情により、市川市内の小中学校を希望し、申請するものです。

在学生の主な申請理由といたしましては、年度途中に市川市外へ転居したため、学期末か年度末、または卒業学年の場合は卒業まで、引き続き市川市内の学校へ通学したいという理由が多くなっています。

また、先ほどのご説明と重複しますが、市川市には、国立国際医療研究センター国府台病院に入院し、そこに入院している児童生徒が通う院内学級が国府台小学校と第一中学校にあります。院内学級に通うためには、市川市外にお住まいの方は、区域外就学の申請をしております。

資料１１ページをご覧ください。区域外就学の申請理由の「１２．その他」の中で、院内学級への入級を理由とする申請件数が小学校４名中４名であり、中学校についても２３名中２２名と、ほとんどを占めておりました。

指定学校変更及び区域外就学について、資料８ページから９ページに、学校別指定学校変更件数の令和６年度実績を掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

以上、令和６年度在学年児童生徒の指定学校の変更等の状況について、ご報告いたしました。よろしくをお願いいたします。

【増田会長】

ご説明ありがとうございました。議題（２）の報告でした。何かご質問やご意見等はございますか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。議題は以上になりますが、全体を通して、何かございますでしょうか。

それでは、以上を持ちまして、令和7年度 第1回 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会を閉会いたします。事務局に戻します。

【森角課長】

皆様、長時間にわたり、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。事務局より、事務連絡をさせていただきます。

【事務局】

来年度の指定学校変更申請についてですが、今年度も10月下旬に入学通知書の発送を予定しております。申請用紙のダウンロードや郵便による申請方法等を昨年度と同様に検討していきます。

第2回の通学区域審議会の開催につきましては、10月中旬から下旬あたりの開催を予定しております。日程の候補が決まりましたら、改めてご連絡をさせていただきます。事務連絡は、以上となります。

【森角課長】

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。お気をつけて、お帰りください。

令和7年7月16日

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会
会 長 増 田 貞 幸